

用語の解説

処方箋枚数

調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

調剤医療費

調剤報酬明細書に記録された点数に 10 を乗じたものをいう。

技術料

調剤報酬明細書に記録された「調剤技術料」、「薬学管理料」及び「その他」欄に記載された技術料点数（減算がある場合は減算後の点数）に 10 を乗じたものをいう。

表 I-3、表 I-4 の「調剤基本料」には注 3)に記載している調剤行為に加え、地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算、医療 DX 推進体制加算等が含まれる。

薬剤料

表 I-3、表 I-4、表 IV-4：調剤報酬明細書の「薬剤料」欄に記録された薬剤料点数（薬剤料減算に該当する場合は、減算後の点数）に 10 を乗じたものをいう。なお、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の調剤について、令和6年 10 月より導入された選定療養の仕組みに伴い生じた「特別の料金」は含まない。

上記以外の表：調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価（選定療養の対象となる場合、「保険外併用療養費の算出に用いる価格」）より、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料（薬剤料減算に該当する場合も、減算せず算出した薬剤料）をいう。

内服薬

内用薬のうち、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された剤形が「内服」である薬剤をいう。

屯服薬他

内用薬のうち、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

後発医薬品

厚生労働省ホームページ「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」の「5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）」の一覧で「3:後発医薬品」に分類される医薬品をいう。

薬剤延種類数

調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位（内服薬の場合、「剤」。ただし、同一「剤」に含まれる薬剤が、投薬日数が異なる等の理由により別の「欄」に記録された場合は、当該「欄」。）ごと、調剤月日ごとに、剤形（内注外菌別。ただし、内用薬は、「内服薬」と「屯服薬他」に分ける。）・薬効分類・一般名の一致する薬剤を同一種類として集計した延種類数をいう。

調剤数量

調剤報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとに、「調剤数量」欄に記録された調剤数量を集計したものをいう。

処方せん 1 枚当たり薬剤種類数

薬剤延種類数を処方せん受付回数で除して算出した値をいう。

1 種類当たり投薬日数

調剤数量を薬剤延種類数で除して算出した値をいう。

1 種類 1 日当たり薬剤料

薬剤料を調剤数量で除して算出した値をいう。

薬効分類

「日本標準商品分類」の「中分類 87-医薬品及び関連製品」に準拠している。